

上北山村森林ビジョン策定委託業務仕様書

1. 業務名

上北山村森林ビジョン策定委託業務

2. 業務目的

環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林経営管理法の施行により、村が主体的に森林・林業施策に取り組むことが求められている。

森林の持つ多面的機能や地域と森林とのかかわりを次世代に引き継ぐためには、村内の森林資源及び森林の現状を把握し、理想的な将来像を描いた上で、その実現に向け効果的な森林整備・管理等を行う必要がある。

よって当業務により、森林が村面積の 97%を占める本村においては、村の目指す森林の姿を中長期的な構想（未来像）として具体化する上北山村森林ビジョン（仮称）（以下「ビジョン」という。）を策定する。

3. 前提条件

(1) 地域に密着した業務運営を行い、月に 1 回程度本村を訪問し、森林/林業に関する課題について、提案やフォロー、および行政のサポートができること。

(2) 森林/林業に関する課題について、行政の作成する計画/ビジョン等の作成業務の支援経験を有すること。

(3) 行政の作成する計画/ビジョン等について、村民を含めた幅広いステークホルダーの意見を集約、調整する、委員会等の運営補助が行えること。

4. 業務場所

上北山村内

5. 業務実施期間

契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで

6. 業務内容

(1) 森林及び村内の現況調査

森林法第 2 条（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に該当する村内の森林に関する基礎資料・データ、村史等の文献を収集し、森林の課題に関する現況と村と森林とのかかわりの歴史等を把握する。また、森林を取り巻く国の施策や方針等について、情報収集を行う。

(2) ビジョン策定委員会（仮称）の設置支援業務

ビジョンは村内の森林・林業関係者のみならず、観光業や若い世代などから幅広い意見を基に策定することとしビジョン策定委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を組成する（※委員会は最大人数 10 名程度の規模を想定しており、課題毎に分科会等を設置することも想定する）。受注者は村内の森林に関する様々な業種の関係者からヒアリングを行い、委員の選定に係る支援を行う。

(3) 委員会の運営補助業務

受注者は、委員会で円滑な議論が行われるよう開催内容を検討し、説明資料の作成、進行及び議事録の作成を行う。

委員会の開催回数は発注者との協議により決定するが、最大 10 回程度を想定している（※本会と分科会も含む）。その他委員会等で集約できない意見については、関係者へのヒアリングやアンケートの実施も想定する（※最大 5 回程度のヒアリングを想定）。

(4) ビジョン策定業務

受注者は現況調査及び委員会の結果を踏まえ、村及び村内の森林が目指す姿や方向性並びに村が推進する森林・林業等の施策を整理し、村の特色や地域特性に応じたビジョン案を作成する。

(5) ビジョン策定に関するアドバイザー業務

受注者は委員会の運営補助業務、ビジョン策定業務の実施過程により発生した、委員会や発注者からの質疑に関して、自社の持つ経験や知識から、経営や企画の視点も踏まえたアドバイスを行うこととする。また、村内の木材流通や加工に関しても同様のアドバイスを行う。

7. 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、受注者は発注者と業務の進捗状況の報告及び打ち合わせを定期的に実施するとともに、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、打合せ後は議事録を作成し速やかに発注者に提出する。

8. 成果品

(1) ビジョン

製本 100 部（A4 両面：10 ページ程度）、電子データ 1 式（Word 形式、PDF 形式）

(2) ビジョン概要版

製本 300 部（A3 両面：4 枚程度）、電子データ 1 式（Word 形式、PDF 形式）

(3) 業務報告書

製本 3 部、電子データ 1 式 (Word 形式、PDF 形式)

9. 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本村の承諾を得た場合は、この限りでない。

10. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

11. 個人情報の保護体制

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

12. 成果品の契約不適合責任

受注者は、本業務の完了後において受注者の契約不適合に起因する不良箇所が発見されたときは訂正、補足その他必要な作業を受注者の負担において行い、その結果を発注者に報告し、改めて成果品を提供しなければならない。

13. 支払

8 の報告及び検査を経て、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

14. 成果の利用および著作権

- (1) 本業務において使用または作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。
- (2) 本仕様書、関係法令、その他関係書類に基づいて業務を履行すること。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本村と協議の上対応すること。